



令和2年4月17日

関係各位

長崎税関

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について（協力依頼）

平素は、税関行政の円滑な運営に当たり、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスについては、現在、政府として感染拡大の抑制に向け全力を挙げており、本年4月7日には7都府県に対し、緊急事態宣言が発出されたところでございます。

当関においても、入出国旅客や乗組員の皆様への検査等の際には、必要に応じて手袋やマスク、防護服を着用した上で実施するほか、職員に対しては、日頃から手洗いうがいの励行等に加えて、日々の検温を含め自身の体調管理を徹底させるとともに、時差通勤を実施するなど、同ウイルスへの感染拡大防止に努めているところです。

今後、更なる感染拡大防止を徹底するため、長崎税関の各庁舎をご利用いただく皆様には、当面の間、税関手続に関する各種相談については、電話や電子メールを適宜活用いただくなどの方法により、窓口への書類提出等の機会をできるだけ減らしていただくほか、咳・発熱等の症状がある場合や体調がすぐれない場合には、ご来庁をお控えいただくよう、お願い申し上げます。

また、同症状がない場合も、税関庁舎内の窓口等をご利用される際には、必要に応じてマスクを着用いただくほか、庁舎内手洗い場等において、「手洗い」「うがい」を実施していただきますようお願い致します。

何かとご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、本件趣旨についてご理解の上、ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

長崎税関 総務部総務課総務第1係

電話 095-828-8611